

## 県単独指定難病の新規申請の手引の修正一覧

・ R8.3.1 以降下記のとおり、新規申請が変更となります。県単独指定難病の新規申請の手引きと併せて御確認ください。

- ① p 2 保険者照会が行われなくなります。
- ② p 5 全員提出が必要な書類から、「保険者に対する高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書」が、提出不要になります。
- ③ p 8 申請手続中（受給者証交付前）に変更があった場合のうち、加入する健康保険が変更になったときの必要書類から「保険者に対する高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書」が、提出不要になります。
- ④ p 1 2 医療費請求に必要な書類から、「5 加入している健康保険が確認できる書類のコピー等」、「8 市町村からの介護保険に係る高額介護（介護予防）サービス費が確認できるもの」が、提出不要になります。